

資料1 認定支援機関制度と中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）制定と変遷

	認定支援機関制度	中小会計要領
1999年(平成11年)	「中小企業経営革新支援法」成立(3月)	
2002年(平成14年)		中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会」を設置(3月) 「中小企業の会計に関する研究会報告書」を公表(6月)
2005年(平成17年)	「中小企業新事業活動促進法」に改正(4月)	日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・ 企業会計基準委員会「中小企業の会計に関する指針」を公表(8月)
2010年(平成22年)		中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会」を再開(2月) 「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」を公表(9月)
2011年(平成23年)	中小企業庁「中小企業政策審議会企業力強化部会」を開催(6月～ 12月)(資料2、資料3、資料4)	中小企業庁・金融庁「中小企業の会計に関する検討会」および 「同検討会WG」を設置(2月)
2012年(平成24年)	中小企業庁「中小企業政策審議会企業力強化部会 中間取り まとめ」を公表(3月) 「中小企業経営力強化支援法」に改正(8月)、「経営革新等支援 機関制度」を創設	「中小企業の会計に関する基本要領」を公表(2月)(資料6、 資料7)
2013年(平成25年)	「経営改善計画策定支援事業(405事業)」の計画策定支援	
2016年(平成28年)	「中小企業等経営強化法」に改正(7月)	
2017年(平成29年)	「早期経営改善計画策定支援事業(プレ405事業)」の計画策定 支援	
2018年(平成30年)	「特例事業承継税制」の「特例承継計画」申請時の指導・助言	
2020年(令和2年)	「固定資産税等の減免制度」の適用支援	
2021年(令和3年)	「一時支援金」事前確認、「事業再構築補助金」事業計画策定支援	

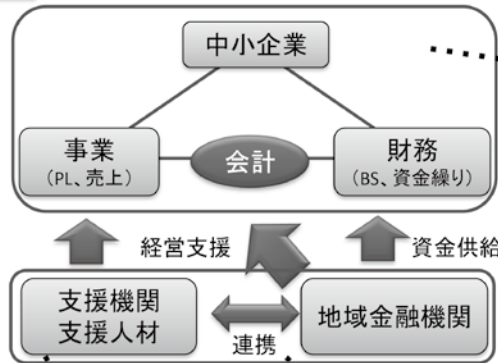
資料2 第6回中小企業政策審議会企業力強化部会 出席者一覧(平成23年12月9日)より抜粋

<企業力強化部会委員> ※50音順	
落合 寛司	西武信用金庫理事長
寒郡 茂樹	株式会社北総園芸専務取締役
小島 貴子	東洋大学経営学部経営学科准教授
小菅 崇行	小菅(株)代表取締役
坂本 孝司	税理士法人坂本&パートナー理事長・税理士
櫻庭 周平	櫻庭公認会計士事務所所長・公認会計士・税理士・NPO法人会計参与支援センター理事長
竹内 英二	株式会社日本政策金融公庫総合研究所首席研究員
鶴 光太郎	慶應義塾大学経済学部特任教授
中島 厚志	独立行政法人経済産業研究所理事長
中田 喜文	同志社大学総合政策科学研究科教授
野坂 雅一	読売新聞社論説副委員長
樋口 美雄	慶應義塾大学商学部長・大学院商学科委員長・商学部教授
前田 正博	独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長
松島 茂	東京理科大学専門職大学院教授
三宅 卓	(株)日本M&Aセンター代表取締役社長
<関係省庁>	
久知良俊二	厚生労働省職業安定局若年者雇用対策室長
池淵 雅和	農林水産省食料産業局食品小売サービス課長
森山 睦	文部科学省高等教育局学生・留学生課課長補佐・就職指導専門官
<経済産業省>	
枝野 幸男	経済産業大臣
松下 忠洋	経済産業副大臣
牧野 聖修	経済産業副大臣
鈴木 正徳	中小企業庁長官
宮川 正	中小企業庁次長
加藤 洋一	中小企業庁事業環境部長
徳増 有治	中小企業庁経営支援部長

(出典：中小企業庁ホームページ、下線追加)

### 3-④. 経営支援の担い手の多様化・活性化／中小企業金融

#### 具体的な施策のあり方



#### 中小企業の財務経営力の強化

- 新たな会計ルールを整備・活用  
→記帳能力など中小企業の実態に即した会計ルールを整備
- 自らの経営状況(PL、BS等)や資金繰りへの説明能力を高める  
→期中管理(経営計画や資金計画の作成等)体制の定着及び金融機関に対する説明能力の向上支援

#### 経営支援の担い手の多様化・活性化

- 経営支援の担い手の多様化・活性化を図る制度的措置  
→商工会等の支援機関に加え、中小企業に対して高度かつ専門的な経営支援を行う金融機関や税理士事務所等を取り込むことにより、経営支援の担い手の多様化・活性化が図られるよう法的措置の検討

#### 支援機関と金融機関の連携強化、人材育成

- 金融と経営支援の一体的取組(リレーションシップ・バンキング)の推進  
→改正された監督指針の着実な実施 等
- 支援機関と金融機関の連携強化  
→中小企業支援ネットワーク強化事業の活用(専門家の活用)、経済産業局と地域金融機関の連携強化に向けた「金融連携プログラム」の一層の推進
- 高度、専門的な支援人材の育成  
→優れた支援機関(支援人材)が地域金融機関等の新たな担い手となる人材を受け入れて研修を行う事業に係る補助

(出典：中小企業庁ホームページ)

### 1. 経営支援の担い手の多様化・活性化／中小企業金融

#### (1) 現状と課題

##### ①中小企業に対する経営支援

戦略的経営力の強化でとりわけ必要なのが、財務基盤の強化であり、そのための資金調達である。その際、金融と経営支援の一体的取組を推進していくことが重要であるが、その前提として、中小企業が自らの経営状況を把握し、金融機関への資金繰り等の説明を的確に行っていくことが不可欠である。

(略)

また、地域金融機関による経営支援は、金利以外の面で差別化が図れる重要な要素となっているものの、現状においては、単に「コストセンター」と評価されている場合が多い。地域金融機関が金融支援だけでなく、効果的な経営支援を行っていくためには、目利き機能も含め、人材確保や外部支援機関との連携、ネットワークの構築等が求められるが、十分なレベルに達しているとは言えない状況となっている。他方で、既存の支援機関も、財務的側面での経営支援ノウハウがあるとは必ずしも言い難い。

従って、中小企業の経営力向上には、能力とやる気のある地域金融機関や税理士事務所等を支援機関として取り込むなど、経営支援の担い手の多様化、支援能力の向上を図ることが重要である。

(略)

#### (2) 具体的な政策のあり方

##### ①経営支援の担い手の多様化・活性化を通じた経営力強化

内需減退や震災の影響等、経済環境が変化する中、中小企業が直面する経営課題は、取引先企業の海外流出、海外販路開拓や新事業展開など、より多様化、複雑化しており、従来までの支援機関(商工会、商工会議所等)に加え、中小企業の新たなニーズに対応し、中小企業に対して高度かつ専門的な経営支援

を行う金融機関や税理士事務所等を取り込むことにより、中小企業の経営力強化を図ることが重要である。そのためには、経営支援の担い手の多様化・活性化が図られるよう法的措置を検討すべきである。

(略)

### ③中小企業の財務経営力の強化

中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、決算書の信頼性を確保して、資金調達力の向上を促進させることが重要である。そのためには、記帳能力など中小企業の実態に即した会計ルールの整備、政策金融における会計の活用や期中管理（経営計画や資金計画の作成等）体制の定着、及び金融機関に対する説明能力の向上支援、ITクラウドによる高度な財務・経営データを活用した地域金融機関との関係構築支援を図るべきである。

(出典：中小企業庁ホームページ)

## 資料5 経営革新等支援機関の法的根拠(抜粋)

### ○中小企業等経営強化法

(平成十一年三月三十一日法律第十八号)  
(略) 令和元年六月五日号外法律第二十一号改正

(略)

(認定経営革新等支援機関)

第三十二条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「経営革新等支援業務」という。）を行う者であって、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

### ○中小企業等の経営強化に関する基本方針

(平成十七年五月二日)  
(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号)  
改正 平成二四年八月三〇日総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省  
(略) 令和二年九月一六日同  
第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

(略)

#### 第3 経営革新

##### 1 経営革新の内容に関する事項

(略)

##### 3 海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営革新の促進に当たって配慮すべき事項

(略)

#### 四 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国や都道府県は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営革新の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

(略)

#### 第5 経営革新及び経営力向上の支援体制の整備

##### 1 経営革新等支援業務の内容に関する事項

中小企業の経営革新のための事業又は中小企業者等の経営力向上に係る事業を支援するため、経営革新等支援業務を実施するに当たっては、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や中小企業者等に対する支援に関し、経営革新等支援業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有している者により、次に掲げる業務を行うこととする。

(下線追加)

中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ 委員等名簿 (50音順、敬称略)

青山 伸悦	日本商工会議所 理事 産業政策第一部長	
上西左大信	日本税理士会連合会 常務理事 調査研究部長	
瓜田 靖	中小企業家同友会全国協議会 政策局長	
及川 勝	全国中小企業団体中央会 政策推進部長	
大杉 謙一	中央大学法科大学院 教授	
苧野 恭成	全国商工会連合会 企業支援部長	
河崎 照行	甲南大学 会計大学院 院長	
木村 拙二	愛知産業株式会社 監査役	
桑原 龍司	光陽産業株式会社 監査役	
坂本 孝司	税理士法人坂本&パートナー理事長 税理士 米国公認会計士	
櫻庭 周平	櫻庭公認会計士事務所 公認会計士 税理士	
澤田 真史	日本公認会計士協会 理事	
品川 芳宣	早稲田大学大学院 会計研究科 教授	
高野 和彦	商工組合中央金庫 経営企画部 主計室長	
野竹 弘幸	大東京信用組合 常勤理事 財務部長	
浜野 光淑	全国商店街振興組合連合会 総務課長	
都 正二	企業会計基準委員会 委員	
弥永 真生	筑波大学 ビジネス科学研究科 教授【座長】	
吉田 雅之	城北信用金庫 審査部 副部長	
吉原 哲也	三菱東京UFJ銀行 融資部 次長	以上20名

- 事務局 中小企業庁 事業環境部財務課／金融庁 総務企画局企業開示課
- オブザーバー 法務省 民事局参事官室
- テクニカル・アドバイザー 小賀坂 敦 企業会計基準委員会主席研究員

(出典：中小企業庁ホームページ、下線追加)

I. 総論

1. 目的

- (1) 「『中小企業の会計に関する基本要領』(以下「本要領」という。)は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。
- (2) 本要領は、計算書類等の開示先や経理体制等の観点から、「一定の水準を保ったもの」とされている「中小企業の会計に関する指針」<sup>1)</sup>(以下「中小指針」という。)と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきとの意見を踏まえ、以下の考えに立って作成されたものである。
- ・中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
  - ・中小企業の利害関係者(金融機関、取引先、株主等)への情報提供に資する会計
  - ・中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
  - ・計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

(略)

6. 国際会計基準との関係

本要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けないものとする。

(略)

8. 記帳の重要性

本要領の利用にあたっては、適切な記帳が前提とされている。経営者が自社の経営状況を適切に把握するために記帳が重要である。記帳は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない。

(注1)平成17年8月、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の4団体により策定された中小企業の会計処理等に関する指針。

(出典：中小企業庁ホームページ、下線追加)